

新	対	照
新		旧

高知県嶺北地域公共交通協議会設置要綱

嶺北地域公共交通協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県嶺北地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域における需要に応じ、将来にわたり安心して利用できる持続可能な公共交通ネットワークを確立するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(目的)

第1条 嶺北地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域における需要に応じ、将来にわたり安心して利用できる持続可能な公共交通ネットワークを確立するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

第2条から第7条まで 略

第2条から第7条まで 略

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。  
 2 事務局は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課に置く。  
 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。  
 2 事務局は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課に置く。  
 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(新設)

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の経費をもって充てる。

(新設)

(監査)

第10条 協議会に監査委員を2名置く。  
2 監査委員は、本山町副町長及び大豊町副町長をもって充てる。  
3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。  
4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(新設)

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(新設)

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者が出納監査を行うこととする。

(新設)

(要綱の変更)

第13条 この要綱を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(要綱の変更)

第9条 この要綱を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定する。

附 則

この要綱は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 月 日から施行する。

(新設)